

岐阜市上下水道事業部告示第48号

公共下水道の供用の開始について

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により、下記のとおり告示します。

なお、関係図書は、岐阜市上下水道事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和8年3月16日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道事業部長 島邊 恒之

記

1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和8年3月31日

2 供用（下水の処理）を開始する区域

(1) 北東部処理分区

岐阜市加野7丁目の一部	
-------------	--

(2) 東部第1処理分区

岐阜市水海道1丁目の一部	岐阜市上川手の一部
--------------	-----------

(3) 東部第2処理分区

岐阜市蔵前6丁目の一部	
-------------	--

(4) 佐波処理分区

岐阜市柳津町上佐波東3丁目の一部	岐阜市柳津町上佐波西9丁目の一部
------------------	------------------

(5) 北部処理区

岐阜市則武字本島の一部	
-------------	--

(6) 南部処理区

岐阜市水主町1丁目の一部	岐阜市西荘4丁目の一部
--------------	-------------

(7) 北西部処理区

岐阜市折立の一部	岐阜市粟野西1丁目の一部
----------	--------------

3 供用を開始する排水施設の位置

別紙図面表示のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

位 置	名 称
各務原市下切町・松本町・前渡西町・前渡東町	岐阜県各務原浄化センター
岐阜市西中島6丁目	北部プラント
岐阜市南鶉6丁目	南部プラント
岐阜市曾我屋8丁目	北西部プラント

6 縦覧期間

令和8年3月16日から同月30日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

7 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで